

2022年3月25日

市区町村士会会長各位
症例検討会座長各位

研修理学療法教育部 部長 大槻 哲也
研修理学療法教育部副部長 永吉 啓吾

士会『承認』症例検討会生涯学習センターマニュアル

2022年4月より、新生涯学習制度が開始となり、後期研修のカリキュラムには、E領域別研修（事例）として、症例検討会（E-1：神経系理学療法学、E-2：運動器系理学療法学、E-3：内部障害系理学療法学）が新たに設置されます。

この士会『承認』症例検討会は、下記の開催要件を満たし、大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、生涯学習センター）の承認を得ることで、所属施設等で開催することができます。なお、生涯学習センターでは、承認作業と生涯学習センターホームページでの開催案内を行います。発表者・聴講者の募集・履修の管理や症例検討会の運営については下記マニュアル「E領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用）」に沿って座長をお願いいたします。

● 開催要件

★以下すべての要件を満たす必要があります。

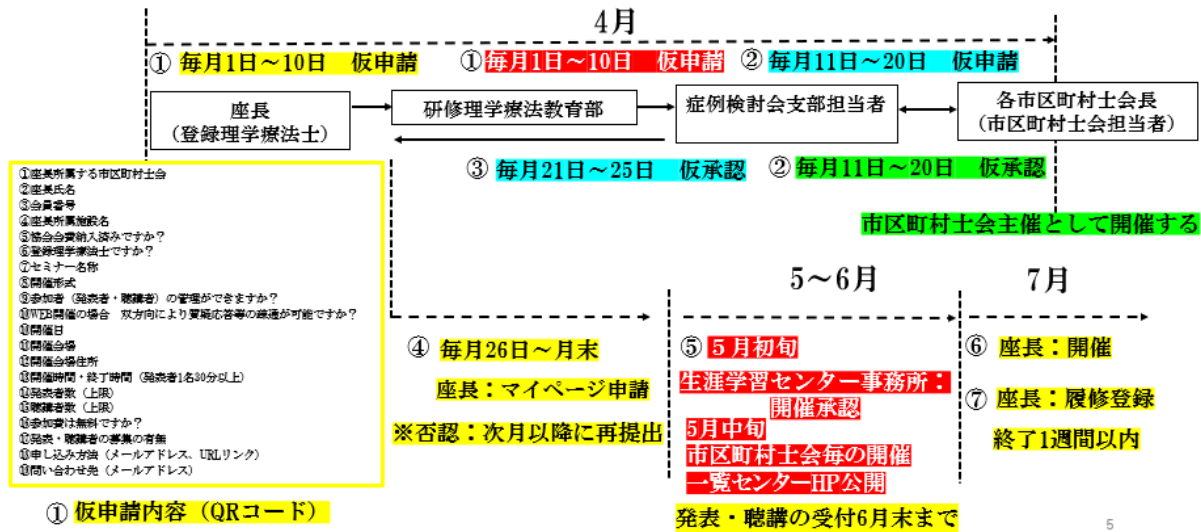
1. 開催者である座長が事前に所属する士会（生涯学習センター）に申請し、承認を受けること。
※開催内容が要件を満たしていても、承認を得ていないものは対象外。
2. 必ず選択する講義テーマ（後期研修 E1～E3）に応じた内容で開催すること。
3. 1症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができること。
4. 1回あたりの開催時間は、可能な限り推奨時間（30分以上）で開催すること。
5. 1症例の発表（質疑応答を含む）時間は、可能な限り推奨時間（30分以上）で開催すること。
6. 座長は「登録理学療法士」であること。
※休会者および会員権利停止者は登録理学療法士であっても対象外。
7. 履修コマ数は「1回の発表で1コマ」「1回の聴講で1／3コマ（3回の聴講で1コマ）」とすること。
8. 参加費を徴収しない（無料で開催する）こと。
9. WEBシステム等を利用したオンライン開催も座長の判断により可能とするが、以下すべての要件を満たすこと
 - (1) 参加（聴講・発表）者の管理ができること。
 - (2) 双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。



https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/ed9e73c585bfb5a0f4ddb98e59b9bca0_1.pdf
E領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用））

士会『承認』症例検討会の申請の流れについて

▶ 申請の流れ（4月申請の場合は、3ヶ月後の7月開催）



士会『承認』症例検討会の申請の流れ

【座長の皆様へ】

申請は、生涯学習センターへQRコードから申請し、士会承認後、ご自身のマイページから日本理学療法士協会へ申請するという2つの申請が必要となります。

- ①毎月1日～10日（午前9:00厳守：それ以降は次月申請となる）の期間に生涯学習センターホームページに掲載される申請フォーム（QRコード）から申請を行う。施設外部にも発表者・聴講者を募集する際は、各自で募集のURLリンクを作成することを推奨する。また、1症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができるよう運営準備をする。WEB開催においても参加（聴講・発表）者の管理ができ、双方向により質疑応答等の疎通が可能であるよう運営準備をする。
- ③毎月21日～25日に、支部担当者から、承認・否認の結果がメールにて届く。
- ④承認を受けた座長は毎月26日～月末の期間に「E領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用）」に沿ってマイページに登録申請を行う。否認の場合は、次月以降に否認事項を修正し再度申請を行う（開催はその翌々月となる）。
- ⑤発表者・聴講者の受付・管理等、開催の準備を行う。
- ⑥協会の開催要件に則り症例検討会を開催する（生涯学習センターからの開催独自要件は特に設けていない）。
症例検討会の発表については、日本理学療法士協会の「症例検討会 発表にあたって ー第1版ー」を参照する。



<https://pt-osk.or.jp/img/download/news/2022/0308/detail.pdf>

症例検討会 発表にあたって ー第1版ー

***申請後に中止等の変更がある際、座長は、マイページでの中止の申請を行い発表者・聴講者へ中止の連絡を行う。また、研修理学療法教育部にメールにて中止の連絡を入れる。**

⑦症例検討会終了1週間以内に上記マニュアルに沿って速やかに履修登録を行う。

【各支部担当者・各市区町村士会長】

①各支部担当者は、毎月1日～10日に研修理学療法教育部から、申請データ一覧がメールにて届く。

②毎月11日～20日の期間に各支部担当者は、各市区町村士会長に申請データをメールにて報告する。**※各市区町村士会長は、申請データが開催要件に沿っているか確認後、承認・否認を決定し申請データに追記し、支部担当者に返信する。**

③支部担当者は、毎月21日～25日に承認・否認の結果を申請者（座長）にメールにて連絡する。その際には、マイページへの申請の案内も添付する。否認の際は、否認通知メール内に否認理由を記載する。また、申請データ一覧を研修理学療法教育部にメールにて報告する。

※承認・否認の決定につきましては、申請内容の記載不備がなければ『承認』のご判断をお願いいたします。

【研修理学療法教育部】

①研修理学療法教育部は、生涯学習センターホームページに申請の流れ・申請フォーム（開催月毎のQRコード）の掲載を依頼する。

①症例検討会の開催を希望する座長は、毎月1日～10日（午前9:00厳守：それ以降は次月申請となる）の期間に申請フォーム（QRコード）から研修理学療法教育部に申請を行う。研修理学療法教育部は、10日までに申請データ一覧を症例検討会支部担当者にメールにて報告する。

②毎月11日～20日の期間に各支部担当者は、各市区町村士会長（各市区町村士会担当者）に申請データ一覧をメールにて報告する。各市区町村士会長は、申請データが開催要件に沿っているか確認後、申請データ一覧に承認・否認を追記し、支部担当者に返信する。

③支部担当者は、毎月21日～25日の期間に承認・否認の結果を申請者にメールにて連絡する。その際、マイページへの申請の案内も添付する。否認の際は、否認通知メール内に否認理由を記載する。また、支部担当者は、申請データ一覧を研修理学療法教育部にメールにて報告する。研修理学療法教育部は、生涯学習センター事務所へ申請データ一覧をメールにて報告する。

④承認を受けた座長は、毎月26日～月末の期間にマイページに登録申請を行う。否認の場合は、次以降に否認事項を修正し再度申請を行う（開催はその3ヶ月後となる）。

⑤座長が所属する士会（生涯学習センター事務所）へ協会よりマイページからの申請が届く。生涯学習センター事務所は、市区町村士会長の承認・否認を確認し、「新・包括的会員管理システム操作マニュアル（士会担当者向け）－症例検討会について－」に沿ってマイページに承認・否認を入力する。また、研修理学療法教育部は、生涯学習センターホームページへ市区町村士会毎の開催一覧（開催日時・場所・募集の有無・申し込み方法）の掲載を依頼する。

***申請後に中止等の変更がある際、座長は、マイページでの中止の申請を行い発表者・聴講者へ中止の連絡を行う。また、研修理学療法教育部にメールにて中止の連絡を入れる。連絡を受けた研修理学療法教育部は、生涯学習センターホームページに中止の掲載の依頼をする。**

⑥座長は、協会の開催要件に則り症例検討会を開催する（生涯学習センターから開催要件は特に設けていない）。

⑦座長は、症例検討会終了1週間以内に上記マニュアルに沿って履修登録を行う。

<申請フォーム記載必要事項>

- ①座長所属する市区町村士会
- ②座長氏名
- ③会員番号
- ④座長所属施設名
- ⑤協会会費納入済みですか？
- ⑥登録理学療法士ですか？
- ⑦セミナー名称
- ⑧開催形式
- ⑨参加者（発表者・聴講者）の管理ができますか？
- ⑩WEB開催の場合 双方向により質疑応答等の疎通が可能ですか？
- ⑩開催日
- ⑪開催会場
- ⑫開催会場住所
- ⑬開催時間・終了時間（発表者1名30分以上）
- ⑭発表者数（上限）
- ⑮聴講者数（上限）
- ⑯参加費は無料ですか？
- ⑰発表・聴講者の募集の有無
- ⑱申し込み方法（メールアドレス、URLリンク）
- ⑲問い合わせ先（メールアドレス）



<https://docs.google.com/forms/d/1xFlhpQAUqNN-jsd2BNKgHOxwgvJGBmYbbFkVyMERjc/edit>

申請 QR コード・URL（4月申請 7月開催分）

お問合せ先

研修理学療法教育部

副部長 永吉 啓吾

k-nagayoshi@ocmw.ac.jp

以上